

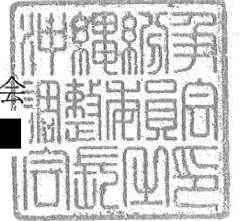
沖局 ■■■ 号
平成 ■ 年 ■ 月 ■ 日

■■■■■

殿

■■■■■

沖縄紛争調整委員会
会長 ■■■■■



あっせん開始通知書

申請人 ■■■■■ から平成 ■ 年 ■ 月 ■ 日に申請のあった、あなたとの間の紛争のあっせんについて、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、沖縄労働局長の委任を受けて、下記のとおり開始することとしたので、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則第6条第2項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 事件番号 沖局 ■■■■■ 号
- 2 あっせん委員 ■■■■■
- 3 あっせん申請の概要 別添申請書の(写し)のとおり
- 4 留意事項

- (1) 紛争調整委員会によるあっせんとは、当委員会のあっせん委員が紛争当事者の間に入り、当事者間の話し合いによる解決を促進するものです。
あっせんの期日等具体的な手続については、追って通知します。
- (2) あっせんの手続に参加する意思がない旨が表明された場合には、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないものとして、あっせんの手続を打ち切ることとなりますので、当委員会にあっせんを望まない場合には、

平成 ■ 年 ■ 月 ■ 日

までにその旨を当委員会に通知してください。

なお、あっせんの手続は、参加が強制されるものではなく、また、不参加の意思が表明された場合にも、不利益な取扱いがなされるものではありません。

事 務 連 絡
平成 ■ 年 ■ 月 ■ 日

■
殿

沖縄紛争調整委員会事務局
労働紛争調整官 ■

あっせん手続きの参加・不参加の意思表示について

紛争調整委員会によるあっせんとは、当委員会のあっせん委員が紛争当事者の間に入り、当事者間の話し合いによる解決を促進するものです。

本あっせんにおいては、あなたがあっせんの手続に参加する意思がない旨が表明された場合にはあっせんによっては紛争の解決の見込みがないものとして、あっせんの手続を打ち切り、通知いたします。あっせん手続の参加・不参加の意思について、別添弁論書により平成 ■ 年 ■ 月 ■ 日までにその旨を当委員会へ通知してください。 (FAX可 Fax番号, ■)

(申請書の請求内容への対応を回答お願いします。)

※あっせん制度等の説明をさせていただきますので、不明な点がある場合は事務局 (TEL ■) まで連絡をお願いします。

事件番号 沖局 [REDACTED] 号

意見書

平成 年 月 日

沖縄紛争調整委員会 殿

被申請人

職氏名

⑩

1. 上記事件番号に係る沖縄紛争調整委員会によるあっせん手続きに
① 参加します。 ② 参加しません。
2. 申請人 [REDACTED] があっせん申請した内容について
① すべて認めます。② 間違っている部分があります。
私（当方）の言い分は次のとおりです。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

3. 申請人に対して意見書の写の交付を
① 可とします。 ② 不可とします。

【記載要領】

- ・該当する□にチェックしてください。
- ・記載欄が不足する場合には別紙を使用してください。

事 務 連 絡
平成 ■年■月■日

■
殿

沖縄紛争調整委員会事務局
労働紛争調整官 ■

あっせん手続きの参加・不参加の意思表示について

紛争調整委員会によるあっせんとは、当委員会のあっせん委員が紛争当事者の間に入り、当事者間の話し合いによる解決を促進するものです。

本あっせんにおいては、あなたがあっせんの手続に参加する意思がない旨が表明された場合にはあっせんによっては紛争の解決の見込みがないものとして、あっせんの手続を打ち切り、通知いたします。あっせん手続の参加・不参加の意思について、別添意見書により平成 ■年■月■日までにその旨を当委員会あて通知してください。 (FAX可 Fax番号, ■)

(申請書の請求内容への対応を回答お願いします。)

※あっせん制度等の説明をさせていただきますので、不明な点がある場合は事務局 (TEL ■) まで連絡をお願いします。